埼玉県立大宮武蔵野高等学校　生徒心得

豊かな充実した高校生活は、生徒一人一人が自主的に規律と秩序を保つことによって実現することができる。この生徒心得は、そのために必要な生徒の守るべき規律と責任を示したものである。なお、指導基準は別に定める。

＜通学＞

１．生徒は，8 時 40 分までに登校し，教室に着席すること。
２．登校してから下校時までは，校外に出られない。必要やむを得ない場合は，担任に申し出て許可を受けること。
３．登下校時に事故が起こった時は，すみやかに警察・家庭・学校に連絡し，その後の指示に従うこと。
４．通学は徒歩・自転車・公共交通機関によるもののみとする。自転車で通学する場合は，担任に届け出ること。雨天時は必ずカッパを着用すること。また、ヘルメットを着用すること。
５．登下校の際は，服装を整え交通法規や公共のマナーを守り，事故のないよう心がけること。
６．生徒下校時間
　生徒の下校時間は，17 時とする。ただし，部活動等で指導教員の監督下にある場合はこの限りではない。
７．休日登校は，必ず事前に教師の許可を得ること。

＜校内外生活＞

１．校舎内は所定の上履きを使用すること。
２．掃除は規定のとおり実施し，常に清潔・整頓を心がけ，校内外の美化に積極的に協力するとともに，校舎校具その他一切の備品は丁寧に取り扱うこと。
３．過って校舎校具を破損した者は，担任に申し出て責任を明らかにすること。事情により弁償を命ずることもある。
４．放課後の当番（または最後に使用した者）は，戸締りと消灯を完全にすること。
５．生徒間において，金銭や物品等の貸借，売買行為をしないこと。
６．校外では本校生徒としての自覚を忘れず行動すること。
７．飲酒，喫煙および薬物乱用等，また，生徒として好ましくない場所への出入りは厳禁とする。
８．旅行，外出等をする場合は必ず保護者の許可を受け、旅行については担任に連絡し，指示を受けること。
９．アルバイトは原則禁止とする。家庭の事情によりやむを得ずアルバイトを行う場合は，事前に保護者が担任に連絡をし，「アルバイト許可願」を提出すること。アルバ

イト就業許可証が交付された後に就業先との手続きを行う。考査期間中及び考査１週間前は就業を禁止する。

10．多額の金銭や高価な品物は持参しないこと。

11．運転免許の取得については別に定める要領に基づく。

12．特別指導期間中の過ごし方については別に定める要領に従うこと。

＜服装＞

１．服装は華美にならないようにし，品位を失わないようにすること。

２．登下校の際には本校所定の制服を着用すること。

３．更衣の時期は６月１日（夏），10 月１日（冬）とする。５月１日～５月 31 日，10 月１日～10 月 31 日の期間は気温調整のためにセーター・ベスト（本校指定）での登下校を認める。また，ブレザーは省略可能であるが，ネクタイ・リボンは必ず着用すること。集会時には，原則ブレザーを着用すること。

４．やむを得ない理由で異装する場合は，担任の許可を受けること。

５．頭髪は常に簡素で清潔であるよう心がけること。

＜礼儀態度＞

１．言語・動作は明朗活発にし、礼儀正しく気品を保つように努めること。

２．目上の人に対しては，親愛の中にも適切な礼儀を保ち，学校の内外を問わず気持ちのいい挨拶をすること。

３．生徒間にあっても野卑，粗雑な言動があってはならない。

＜集会・出版・掲示＞

１．集会・刊行出版・掲示・署名・募金・ビラ配布等を行う場合は，生徒指導部に申し出て，生徒指導部で審議の後，許可を受けること。

２．集会を行う場合，その責任者は日時，場所，目的等を明確にし，生徒指導部に届けて許可を受けること。

＜部活動＞

１．部活動の意義をわきまえ、自主的、計画的、能率的に運営すること。

２．部活動は、お互いに敬愛しつつ美しい伝統をつくるよう心がけること。

３．指導教員の適切な助言と指導を受けること。

４．部室は部員の責任において清掃，戸締りをすること。

５．部活動等で居残る場合は，17 時までとする。ただし，指導教員のもとにある場合はこの限りではない。

＜諸届諸願＞

１．願書および届書は，定められた様式により担任を通して学校長宛に提出する。ただし，生徒手帳に必要事項を記入して提出するものもある。
２．欠席・遅刻・早退は事前に届け出ること。
３．病気のため欠席１週間以上に及ぶときは，担任に連絡の上、通院した証明を添えて届け出ること。
４．退学する時は，保護者と保証人の連署により願い出る。ただし，病気退学の場合は医師の診断書を要する。
５．欠席が２ヶ月以上におよぶ時は，休学を願い出ることができる。この際は，期間を定めて保証人連署とする。病気の場合は，医師の診断書を要する。復学する際は，復学願を提出すること。
６．学校感染症に罹患した場合には，直ちに担任へ届け出る。なお出校時には，「出席停止願」を担任へ提出すること。
７．自己または保証人の住所，姓名等に変動を生じた場合は，直ちに担任に届け出ること。
８．通学区間を変更する場合は，「住所・通学区間変更届」を担任に届け出ること。
９．旅客運賃割引証の交付を受けたい者は，旅行届兼学割証交付願を担任に提出すること。

附則　この心得は、平成３０年４月２６日から施行する。
附則　この心得は、令和７年４月１日から施行する。